代休と振休の違いについて

✧ 代休とは

- 労働者を休日に労働させ、後日その代わりの休日を与えるもの。
- 休日に労働させる時点で代休の日を事前に指定しない。
- 休日労働には、休日割増賃金の支払いが必要。

✧ 振替休日とは

- 休日を事前（前日勤務終了まで）に別の日に振り替えること。
  例）日曜休日を出勤日とし、翌日の月曜日を休日に振り替える。
- 振替が同一週内であれば、週労働時間 40 時間（8 時間×5 日）の範囲内で収まるため、割増賃金は不要。他の週に振替を行う場合、出社した週の労働時間が 40 時間を超えるので時間外割増賃金が発生する。

代休と振替休日の例（1 日 8 時間労働で土日が休日、1 週が月～日の場合）

	同一週内							翌週		休日労働の割増賃金の有無
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
代　　休	出	出	出	出	出	休	㊊出	代休	出	休日割増賃金発生
休日振替	出	出	出	出	出	休	㊊出	振休	出	＊時間外割増賃金発生　8H×6
	出	出	出	振休	出	休	㊊出	出	出	＊割増賃金なし　8H×5

＊振替休日が翌週になる場合は、出勤日が同一週内で 40 時間を超えるので、その出勤日は時間外労働（×0.25）の取扱いとなり、同一週内での振替の場合は 40 時間以内に収まるので割増賃金は発生しない。

まとめ

- **代休**：休日出勤後に別日に休暇を取得。休日労働分の割増賃金が発生。
- **振替休日**：休日を事前に振り替えることで、休日割増賃金の発生を回避可能。ただし、他の週への振替は時間外割増賃金（×0.25）が発生。

この違いを理解し、適切な労務管理を行いましょう。

給与計算アウトソーシング
福寿社会保険労務士事務所